

公益財団法人宮城県体育協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人宮城県体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、体育関係諸団体と連携し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に関する事業を実施することにより、宮城県における総合的なスポーツの振興を図り、もって、県民一人ひとりが、スポーツを通じて生きがいのある健康的な生活を営み、明るく豊かな地域社会を形成する「県民総スポーツ社会」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に関する基本方針の策定
- (2) 加盟団体の強化・相互連携及び選手の競技力向上
- (3) 国民体育大会地域大会を始めとする各種スポーツ大会の開催
- (4) 国民体育大会及び同地域大会への競技者及び役員の推薦
- (5) スポーツ指導者の育成強化
- (6) スポーツドクターの育成及び選手等への医科学サポート
- (7) 生涯スポーツ振興の基盤となる地域スポーツクラブの育成支援
- (8) スポーツ少年団の育成強化
- (9) スポーツ功労者等の表彰
- (10) スポーツに関する普及・啓発のための広報活動
- (11) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 加盟団体等

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とすることができる。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体（以下「加盟競技団体」という。）
- (2) 各市町村におけるスポーツを総合的に統括する市町村体育協会（以下「加盟市町村体協」という。）
- (3) 県を単位とする高等学校体育団体（以下「宮城県高体連」という。）
- (4) 県を単位とする中学校体育団体（以下「宮城県中体連」という。）

2 前項各号の一に該当する団体は、理事会において、理事の現在数の過半数の同意を得て加盟することができる。

(脱退)

第6条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して会長に届け出なければならない。

- 2 加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会において、理事の現在数の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(賛助会員)

第7条 この法人の事業目的に賛同する者は、賛助会員となることができる。

(分担金等)

第8条 加盟団体は、理事会の決議により別に定める入会金及び分担金を納入するものとする。

- 2 賛助会員は、理事会の決議により別に定める会費を納入するものとする。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第9条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに

に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に評議員80名以上110名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。ただし、第18条に該当する場合を除く。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の欠格事由）

第17条 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

- (1) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に規定される罪刑又は第4号に規定される刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に掲げられた事由に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに規定される罪刑又はハに規定される刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（評議員の地位の喪失）

第18条 評議員は、前条第1号に該当するに至ったときは、評議員としての地位を喪失する。

（評議員に対する報酬等）

第19条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

（構成及び権限）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第21条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名の署名及び押印をするものとする。

第7章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第31条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、第33条に該当する場合を除く。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員欠格事由)

- 第32条 次に掲げる者は、この法人の役員となることができない。
- (1) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 認定法第6条第1号に該当する者
 - (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員地位の喪失)

- 第33条 役員は、前条第1号に該当するに至ったときは、役員としての地位を喪失する。

(役員報酬等)

- 第34条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第8章 理事会

(構成)

- 第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会において別に定めるところにより副会長がこれにあたる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合には、議長は、理事として決議に加わることはできない。

- 2 前項の決議が可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第9章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第41条 この法人には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長又は、副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 参与は、この法人の役員であった者等で特に理事会が推薦したものにつき会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、会長又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

第10章 宮城県スポーツ少年団及び宮城県スポーツ指導者協議会

(宮城県スポーツ少年団及び宮城県スポーツ指導者協議会)

第42条 この法人に、宮城県スポーツ少年団（以下「少年団」という。）及び宮城県スポーツ指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）を置く。

- 2 少年団は第4条第8号に関連する事業を、指導者協議会は第4条第5号に関連する事業を、理事会の決議に基づきそれぞれ実施する。
- 3 少年団及び指導者協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 委員会

(専門委員会)

- 第43条 この法人に、必要に応じ理事会の決議により専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に、委員長を置き、会長の指名する理事がこれに当たる。
 - 3 専門委員会の名称、委員その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 定款の変更、合併等及び解散

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(合併等)

- 第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

- 第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第48条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は宮城県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は宮城県に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

- 第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第15章 補 則

(委任)

- 第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は佐藤博俊とする。
- 4 この法人の最初の副会長、専務理事及び常務理事は次に掲げる者とする。

副会長 中野勲 千田文彦 加藤裕記

専務理事 千葉伸洋

常務理事 大和田直樹 伊藤和男 安住正信 菅原信行 殿内信一
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

赤間弘記 高橋司 加茂嘉明 草刈恵佐雄 菅原英俊 樋口博信 村田清晃 勅使河原栄幸
 佐々木和人 栗野眞 佐藤好彦 角川容弘 森田祥一 名取英二 川守田慶隆 相馬博光
 小野寺二男 石川信雄 四倉達之輔 菅野紀夫 佐藤隆 渡邊泰 早坂和広 松田孝志
 重松積男 高橋正則 岩渕昭弘 早坂滝則 佐藤昌市 洞口正 加藤正範 眞壁幹雄
 千葉克彦 菊地祐一 浅野誠治 前川雅俊 櫻井藤雄 小丸隆徳 大宮淳一 鈴木照子
 内海利彦 渡辺穎悟 高橋章 中塚晶 佐藤善昭 金野次男 坂口信一 鹿島眞理 大関辰郎
 佐々木啓 高橋友子 鈴木俊彦 金田幸夫 石川一博 渋谷光保 山田信次 石黒勝昌
 加茂敬一 庄子利也 村上利仁 近江正人 斎藤好郎 馬場勝彦 根元邦美 坂藤勇一
 角屋勇夫 齋藤芳朗 後藤正幸 関正弘 阿部福次 内海勝洋 斎藤敏昭 大泉一雄
 櫻井勝見 熊谷泰弘 浅野武志 高橋恭諄 畑中理一郎 松本憲 西村義隆 後藤勝則
 福内清二 佐藤善司 狩野一也 境由紀夫 須藤民雄 高橋長泰 佐藤昌弘 佐藤祥 阿部忠

附 則

この定款は、平成25年11月5日から施行する。